

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 7 (2025) 年 3 月 26 日

郡山市上下水道事業管理者 野 崎 弘 志

第 1 事業実施概要

- 1 事業名 荒井浄水場太陽光発電設備導入事業(P P A)
- 2 募集内容 荒井浄水場太陽光発電設備導入事業(P P A) (以下「本事業」という。) の実施のための企画、資金調達、設計、建設及び維持運営とする。
- 3 事業場所 福島県郡山市荒井町字仲田 5 1
- 4 事業期間 事業期間は、20年間程度 (設計、工事、及び撤去期間は含まない。) とする。

第 2 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市上下水道局工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱 (平成13年 4 月 28 日制定。以下「指名停止要綱」という。) に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 3 会社更生法 (平成14年法律第154条) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 役員等が郡山市暴力団排除条例 (平成24年郡山市条例第46号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 5 その他プロポーザルに参加する者に必要な資格

①	参加形態	単独事業者又は 2 つ以上の企業グループ
②	所在地要件	無し
③	建設業の許可 (建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。) 建設業法第 3 条の規定に基づく許可をいう。) を受けている者であること。	
	許可業種	・ 建築一式 ・ 電気 のいずれか ただし、4, 500 万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、特定建設業の許可を有する者。

④	施工実績	令和元(2019)年度以降に、PCS容量100kW以上の太陽光発電設備をPPA又はリースで、2025年4月15日現在で、発電を開始している実績を有していること。
⑤	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業を実現することができる総合的な企画力、資金力及び経営能力を有していること。 ・実施体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。 第一種、第二種または第三種電気主任技術者 上記資格は、協力事業者の中でも構わない。 ・日本国内に本社を有すること。

第3 担当窓口

〒963-8016

郡山市豊田町1番4号 郡山市上下水道局浄水課浄水事業係

TEL 024-932-7646 FAX 024-939-5822

第4 募集要項等の配布

1 配布期間及び時間

2025年3月26日(水)から2025年4月8日(火)まで(郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

2 配布場所 公告第3の担当窓口を参照

3 郡山市ウェブサイトからもダウンロードが可能。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/140186.html>

※図面等については、電子データで提供可能。(募集要項第3章第4項参照)

第5 説明会の開催等

- | | |
|----------|------------------|
| 1 第1回説明会 | 募集要項 第3章第5項(1)参照 |
| 2 現地案内 | 募集要項 第3章第5項(2)参照 |
| 3 現地調査 | 募集要項 第3章第8項参照 |
| 4 第2回説明会 | 募集要項 第3章第10項参照 |

第6 質問及び回答

- | | |
|----------|---------------|
| 1 質問及び回答 | 募集要項 第3章第9項参照 |
|----------|---------------|

第7 参加申込み

本企画提案に参加を申し込む場合は、参加申込書を提出しなければならない。受付期間を経過した後の受付はできないものとする。

1 提出期間

(1) 期 間 2025年4月9日(水)から2024年4月15日(火)まで
(市の休日を除く。)

(2) 時 間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

2 提出先 公告第3の担当窓口を参照

3 提出書類 募集要項第3章第6項 参照

4 提出方法 郵送または持参で提出

(郵送の場合は、配達証明付一般書留郵便とし、提出期限必着とする。)

第8 企画提案書の提出

1 受付期間

(1) 期 間 2025年5月12日(月)から2025年5月16日(金)まで
(市の休日を除く。)

(2) 時 間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

2 提出先 公告第3の担当窓口を参照

3 提出書類 募集要項第3章第11項 参照

4 提出方法 郵送または持参で提出

(郵送の場合は、配達証明付一般書留郵便とし、提出期限必着とする。)

第9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

1 参加資格要件を満たしていない場合

2 提出書類に虚偽の記載があった場合

3 募集要項に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

4 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

5 提案の電気料金の単価が上限単価を超過した場合

第10 契約候補者の決定

荒井浄水場太陽光発電設備導入事業(P P A)に係るプロポーザル選定委員会設置要綱に基づき設置する選定委員会において、募集要項で定めた基準により、提出された企画提案書の審査を行い、その結果に基づいて本工事の契約候補者及び次順位者を決定する。

第11 契約条件

- 1 提出された提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と契約の手続きを行う。
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の特定から契約締結までに、「第9 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。

第12 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- 3 説明会等への出席、企画提案書の作成、及びその説明に関する全ての費用は、申込者の負担とする。
- 4 提出された書類は返却しない。
- 5 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 6 その他必要な事項は、郡山市上下水道局契約規程(平成29年4月1日制定、上下水道局規程第5号)及び本プロポーザル募集要項等による。